

# 平成28年第4回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成28年12月6日 午前10時00分

---

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 岩花寛之      2番 田中唯登志      3番 廣崎誠治      4番 荒牧弘敏  
5番 高畑広視      6番 宮崎昌宗      7番 峯 新一      8番 三田敏和  
9番 大山 晃      10番 茂呂孝志      11番 宮本理一郎      12番 安元慶彦

欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 教育長 道免 隆・ 会計管理者 中 豊  
総務課長 岡崎 浩・ 企画情報課長 福田正晴・ 開発交流推進課長 永野英憲  
税務課長 尾崎幸光・ 住民課長 佐矢野 靖・ 長寿福祉課長 末松克美  
子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 垂水勇治・ 建設課長 福本豊彦  
教務課長 古原典幸・ 総務係長 熊谷豊司

---

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 宮秋伸一  
議会事務局 岩井英樹

○議事日程

平成28年第4回定例会議事日程（1日目）

平成28年12月6日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第 5号 上毛町教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第56号 上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第57号 上毛町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第58号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第59号 平成28年度上毛町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 9 発議第 3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

○委員会付託

総務、産業・建設常任委員会

議案第56号 上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第57号 上毛町税条例の一部を改正する条例について

議案第58号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

発議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

予算決算常任委員会

議案第59号 平成28年度上毛町一般会計補正予算（第7号）

○ 会 議 の 経 過 （初日）

開会 午前10時00分

○議長（安元慶彦君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して着席願います。礼。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

ただいまから、平成28年第4回上毛町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に運営資料として配付しておりますので、ごらんください。

---

○議長（安元慶彦君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、4番荒牧議員、5番高畑議員を指名します。

---

○議長（安元慶彦君）日程第2、会期の決定を議題とします。

お手元の運営資料をごらんください。今期定例会の運営について議会運営委員会に審議をお願いしたところ、12月2日、運営委員会を開催していただき、本定例会の会期を本日から16日までの11日間とする内容の答申をいただきました。

お諮りします。今期定例会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日から16日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から16日までの11日間とすることに決定いたしました。

---

○議長（安元慶彦君）日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から同意1件、条例案3件、予算案1件と議員提出の発議1件の合計6議案であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。お手元に配付の会期日程表（案）をごらんください。本日の会議では議案を一括上程し、町長提出議案については、提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。ただし、同意第5号は、本日、受理、審議、討論、採決をし、残りの4議案は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する

予定です。また、議員から提出された発議1件につきましては、提出者の趣旨説明を受け、質疑を行った後、所管の常任委員会において審査を付託する予定です。

ここで皆様をお願いいたしますが、本日、審議、採決を予定している議案に対する質疑は、後の議案内容の説明に対する質疑にあわせて行っていただきますよう御協力ををお願いいたします。

12月9日、10日に本会議を開催し、一般質問を行う予定ですが、9日に一般質問が全部終了すれば、10日は休会といたします。

12月14日に総務、産業・建設常任委員会、予算決算常任委員会を開催いたします。

12月16日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論、採決を行います。

以上の件につきましては、議会運営員会で協議し、決定を受けておりますので、御報告いたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり、説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（安元慶彦君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略いたします。

日程第4同意第5号、日程第5議案第56号、日程第6議案第57号、日程第7議案第58号、日程第8議案第59号、以上5件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成28年第4回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用の中、万障お繰り合わせの上、御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

また、平素より本町行政各課にわたり、特段の御理解、御協力あるいは御指導、御鞭撻を賜り、厚くお礼を申し上げます。

先般、11月29日の臨時会でも触れましたが、11月8日、アメリカの次期大統領にドナルド・トランプ氏が当選し、18日には安倍・トランプ会談が非公式ながら実現いたしました。当選前は、彼が大統領になると世界が転覆するという悲観論が大勢でしたが、実際に当選すると真逆の期待が起きております。

彼が掲げている経済政策への期待から、アメリカはもちろん、日本の株式市場も景気改善を期待し、上昇しております。彼が行おうとしている政策、そして我が国へどう影響を及ぼすかは、今は未知数でありますけれども、トランプのカードの中身が見ようによってエースになるのかジョーカーになるのか、それは安倍政権の外交力次第と言えます。

その安倍政権を下支えしているのが地方であり、地方が元気になってこそ、国も世界と対等に渡り合える活力になると考えます。国のトップダウンに頼るだけではなく、地方からのボトムアップが広がることで、地方創生の実現につながり、そして国と地方の好循環を生み出すものと確信いたします。

中央では、地方が荷物になっているという議論もありますが、私は地方が国を救うくらいの目標を持ってまちづくりに挑んでいかねば、いずれ町は消滅すると考えます。

九州一輝く町、人口ビジョン1万人はあくまで通過点でありますし、そのスピードを上げるためにも、議員各位のさらなる御支援、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。本議会に提出しております案件は、人事案件1件、条例案件3件、補正予算1件の計5案件であります。順次、御説明をいたします。

同意（第1号）、上毛町教育委員会委員の任命について。今回、1名の教育委員の任期が満了することに伴い、教育識見を有しております教育委員を任命するため、議会の同意をお願いするものであります。

議案第56号、上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。子ども医療費の支給に関する条例の改正に伴い、本条例における当該条例引用文を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号、上毛町税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税

法の一部を改正する法律により、町民税の延滞金の計算期間に一定の控除を行うことによる所要の規定整備と法人町民税の税率改正、セルフメディケーション推進のための所得控除制度の導入及び所得税法等の一部を改正する法律による日台民間租税取り決めに規定された内容実施のための規定整備等により、本条例を一部改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第58号、上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。議案第57号でも説明いたしましたが、所得税法等の一部を改正する法律による日台民間租税取り決めに規定された内容実施のため、特例適用実施等及び特例適用配当等を分離課税するため、本条例を一部改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第59号、平成28年度上毛町一般会計補正予算(第7号)であります。今回の補正額は2億6,032万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億4,338万1,000円とするものであります。

主なものとしては、総務費では総務管理費において消耗品費及び使用料の総振込額を、町税費においてふるさと納税専用パソコンの購入費等を計上いたしております。

民生費では、社会福祉費の障害者福祉費において、全国在宅障害児・者実態調査の該当自治体となったことによる関係経費と重度障害者医療費の今後の所用見込みによる扶助費の増額分を計上いたしております。

児童福祉費では、現在、建設中の放課後児童クラブ館2館の消耗品及び備品購入費を計上いたしております。

衛生費では、塵芥車等の修繕費を計上いたしております。

農林水産業費では、農業費において、事務的補助金として認定農業者等に対する各種補助金、また農地中間管理機構集積協力金や中山間地域等担い手収益力向上支援事業ではレタス等の収益力向上のための補助金を計上しております。

商工費では、大平楽風呂用屋外冷却チラー等の修繕費を計上しております。

消防費では、継続中の消防団員の公務災害に伴う補償費を計上しております。

教育費では、げんきの杜の修繕費として浴場換気扇及び太陽光発電システムの修繕費用とコミュニティー施設清掃賃金の不足見込み額を増額いたしております。

農林水産施設災害復旧費において、28年9月被災の農地の復旧工事費を計上して

おります。

公債費では、大幅な増額となっておりますが、地方債元利償還金において任意繰り上げ償還分を追加計上したことにより、増額となっております。また、利率の見直しによる償還額の精査も行っております。今後も財政状況を精査し、可能な限り繰り上げ償還を引き続き行ってまいりたいと考えておるところであります。

諸支出金では、基金利子及び債券売却益や購入差益等の増額による各基金積立金の増額補正を計上いたしております。

今回の補正財源といたしましては、特定財源では分担金及び負担金で3万8,000円を、国庫支出金では332万を、県支出金では460万9,000円を計上いたしております。

財産収入では、利子及び配当金1,455万6,000円を、繰入金では減債基金繰入金として2億2,800万を計上しております。

諸収入では、消防団員の公務災害療養補償費と中山間地域直接支払い交付金の返還金を合わせて92万1,000円を計上し、普通交付税887万8,000円を充当いたしております。

先ほど、同意第5号を1号と言い間違えましたので、訂正いたします。同意第5号でございます。

以上、概略を説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御承認、御可決くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安元慶彦君）提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。前にも述べましたが、本日審議する人事案件に対する質疑は、議案内容の説明の際に行っていただくよう御協力をお願いいたします。

提案理由に対する総括質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、町長の提案理由に対する質疑を終了します。

---

○議長（安元慶彦君）日程第9、発議第3号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案を議題とします。提出者に趣旨説明を求めます。



荒牧議員。

○4番（荒牧弘敏君）発議第3号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提案理由説明を行います。

現在、全国の市町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化しています。昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、373町村において議員選挙が行われ、89の町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。

御承知のとおり、議員を退職した後の生活の保証も基礎年金しかなく、こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなります。

住民の代表として議会は、これまで以上まちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代に相応することで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えていますので、皆様方も賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（安元慶彦君）荒牧議員の趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、荒牧議員の趣旨説明に対する質疑を終了します。

お疲れでした。

---

○議長（安元慶彦君）これから、本日採決を行う議案の審議を行います。

日程第4、同意第5号、上毛町教育委員会委員の任命についてを議題とします。議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）それでは、同意第5号について、私のほうから御説明をさせていただきます。

同意第5号、上毛町教育委員会委員の任命について。上毛町教育委員会委員に次の

者を任命することについて、議会の同意を求める。平成28年12月6日提出、上毛町長、坪根秀介。

氏名、小宮光則、生年月日、昭和〇〇年〇月〇日生まれ、住所、上毛町大字〇〇〇〇番地。

理由といたしまして、上毛町教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。委員につきましては、平成24年度より教育委員で、今回再任をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。小宮氏の履歴書を添付いたしております。御参考としてごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、同意第5号、上毛町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

---

○議長（安元慶彦君）これから議案の委員会付託を行います。

12月2日、議会運営委員会の協議結果を資料として配付しております。運営資料3ページをごらんください。

なお、付託議案の朗読に際しても、議案名朗読は省略します。

議案第56号、議案第57号、議案第58号、発議第3号の4件は、総務、産業・建設常任委員会へ。

議案第59号の1件は、予算決算常任委員会へ、それぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長(安元慶彦君) 続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りいたします。

運営資料5ページ、委員会日程表(案)をごらんください。

各常任委員会の開催日は、議会運営員会で決定いただいた日程表のとおりに決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の開催日は、運営資料、委員会日程表(案)のとおり開催することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時22分

平成28年12月6日